

平成30年 第5回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成30年3月13日（火）午後3時

場 所：教育委員会室

教育長	白 井 正三郎
教育長職務代理者	松 原 秀 成
委員	石 井 正 治
委員	古 卷 勲
委員	上 野 操

事務局	教育推進課長	柴 田 靖 弘
	学務課長	川 勝 賢 治
	指導室長兼教育研究所長	市 川 茂
	学校施設担当課長	高 橋 和 彦
	統括指導主事	中 山 兼 一

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	岡 田 隆 史
	同 主査	栗 間 大 介

	開会時刻 午後3時
白井教育長	ただいまから、平成30年第5回教育委員会定例会を開催いたします。 本日は8名の方から傍聴の申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教育長	それでは傍聴人の方の入室を許可いたします。
	〔傍聴人入室〕
教育長	はじめに日程第1、署名委員を決定いたします。松原委員と古巻委員にお願いいたします。 続いて日程第2、議案の審議にまいります。 はじめに陳情第1号を審議いたします。今日初めて付議されるもので、事務局より陳情文の朗読をお願いします。
柴田 教育推進課長	< 陳情文朗読 > なお、この陳情書に併せまして、3913と筆数の書いてあるものが添えられておりました。テーブルの真ん中に置いてございます。
教育長	ありがとうございました。この陳情書は、今日初めて付議されたものであります。皆さんお読みになったと思いますが、本日は、委員の皆様から資料提出のご要望をいただくところまででとどめたいと思いますが、よろしいでしょうか。
	〔「意義なし」と呼ぶ者あり〕
教育長	それでは、もし資料要求がございましたら、委員の皆様お願いいたします。
松原委員	陳情書の中の1番と2番に関して、展示会の展示期間、選定資料の検討委員会等なのですが、これは確かこのような形というよりも、法的な根拠があると思うのです。この辺も再度、資料請求という形でお願いしたいと思います。

教 育 長	今ありましたけれども、展示会の法的根拠ですね、また東京都からいろいろ通知等が来ていると思いますけれども、そういうものがあれば、まず出していただくということで。事務局よろしいでしょうか。
事 務 局	はい。
教 育 長	他に何かございますでしょうか。これ全部法的根拠のものは、それぞれあるものもあると思いますので、それについては事務局のほうで関連するというようなものがあつたらぜひそれを、次回27日になります、出していただくということで、お願いしていいですか。
事 務 局	はい。
教 育 長	他に何かございますか。よろしいですか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕	
教 育 長	<p>それでは、今、松原委員から要求のありました、期間だとか、そういうものの法的根拠ということがございましたが、この1番から5番までにあるものに関しまして、全て関連すると思われるような法的根拠または東京都の通知などにおいて、またそれに関連するような資料があるということでしたら、27日に事務局でそれを、出せるものを出していただくというような形でお願いしたいと思います。</p> <p>以上で、本件の陳情の審議は、次回に継続ということでよろしいでしょうか。</p>
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕	
教 育 長	<p>では、次回に継続させていただきます。陳情第1号は、継続といたします。次に、第10号議案、江戸川区教育委員会非常勤職員に関する規則の一部改正についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
教育推進課長	第10号議案、江戸川区教育委員会非常勤職員に関する規則の一部改正についてでございます。お手元に、その規則の新旧対照表をおつけしました。

	<p>今回の規則改正でございますが、一般職の給与改定に伴いまして、非常勤職員の月額の変更につきまして改正をするものが1点、もう1点、2ページ目をごらんいただきますと、赤字で、右側が旧の規定でございますが、教育指導調査員ということで、これまで規定してございましたが、事実上、現在、こういった調査員を置いていないということがございますので、ここで削除をさせていただくということです。もう一点、その3段下でございます、施設管理調査員ということで、これまでは週30時間勤務ということでさせていただきましたが、実際には、週に23.25時間勤務といったものも今後雇用していくということになりますので、ここで新たに規定を加えさせていただくと、というこの3点についての改正でございます。なお、補足にございますとおり、この規則は、平成30年の4月1日から施行をするというものでございます。</p> <p>こちらについては以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございました。この件に関しまして、ご質問、ご意見がございましたらよろしくお願いたします。</p> <p>よろしいですか。それでは課長、結局、報酬額を今回こうやって若干ですが変えているということですね。</p>
教育推進課長	はい。
教 育 長	それから、先ほど言った教育指導調査員の所在がなくなったので、そちらの項目を削ったということですね。
教育推進課長	はい。
教 育 長	では、私から1個だけ聞きますけれども、施設管理調査員で、前は週30時間勤務の方だけだったんですが、週23.25時間勤務というのはこういう方ができるんでしたっけ。この施設管理調査員では。
高橋学校施設 担 当 課 長	私どもの所属に4月から週23.25時間の取得職員がおります。
教 育 長	そうですか。学校施設担当課でですか。

学校施設 担当課長	はい。
教育長	<p>よろしいですか、皆さん。</p> <p style="text-align: center;">〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
教育長	<p>ないようでございますので、第10号議案は原案のとおりで決定させていただきます。</p> <p>次に、第11号議案、江戸川区立学校安全衛生管理者等設置規程の制定について及び第12号議案、江戸川区立学校安全衛生委員会設置規程の制定についてを議題といたします。この2件は、関連する事案ですので、一括して審議をしたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。</p>
教育推進課長	<p>第11号議案の江戸川区立学校安全衛生管理者等設置規程の制定について、ならびに、第12号議案、江戸川区立学校安全衛生委員会設置規程の制定についてでございます。</p> <p>先にこの平成30年の設置に向けて、検討会を行ってまいりましたという話をさせていただいてきましたけれども、今回その安全衛生委員会の設置に関しまして、2点の規程を制定させていただきたいというものであります。お手元に江戸川区立学校安全衛生委員会の資料をおつけしてございますけれども、設置の目的でございます。小・中学校・園に勤務する職員の労働災害を防止し、職場における職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するというので設置をさせていただきます。委員会でございますけれども、区立学校の安全衛生委員会、そして学校安全衛生委員会、これは50人以上の教職員のいる学校にそれぞれ設置するものでございます。それから、今現在、区的安全衛生委員会の中に置かれております、学校給食調理場安全衛生委員会もこの区立学校安全衛生委員会の元に移してということで、学校関係のいろいろな安全衛生に関するものは、こちらの委員会で新たに設置をすると、区長部局とは別に新たに設置をするという趣旨でございます。</p> <p>働き方改革が言われている中で文部科学省も、こういった組織を構築することということも謳われている中で、一昨年から設置に向けて検討してまいりましたけれども、30年度に設置を行うための規程でございます。</p> <p>根拠法令につきましては労働安全衛生法、そして施行令、労働安全規則と</p>

ということで、こういった根拠法令の元に設置をいたします。この安全衛生委員会の主な活動内容でございますけれども、そちらにお示ししてありますとおり、委員会の開催によって職場環境や職員の健康、長時間労働などについて管理監督者と労働者が話し合う場を設けて改善に向けての方策を決めるということで開催をさせていただきます。また、職場巡視といたしまして、産業医による職場巡視を行い、安全で快適な職場環境を整備し、業務の効率化、メンタルヘルスの改善を図ってまいります。また、相談・面談ということで、産業医による相談・面談日を設けまして、教職員の不安や悩みを打ち明ける場を提供して、心身ともの健康状態を把握する機会をつくってまいります。

また、全教職員を対象に、ストレスチェックを実施いたします。このメンタルヘルスの不調を未然に防ぐというような方策もとってまいります。それから、また管理職等も対象といたしまして、衛生管理講座ということで、そのメンタルヘルス等も含めて、講座を開催しながら意識の向上を図っていく予定をさせていただきます。また、一般全職員を対象としたそうした講座も今後開催していくというものでございます。

2枚目に、その安全管理体制の図がお示ししてございます。

まず、区立学校の安全衛生委員会といたしまして、上の段にございますけれども、これは教育委員会全体でこの安全衛生委員会を設置するものです。統括安全衛生者というところには、教育推進課長があたります。そして、安全衛生管理者、これは各学校から校長・副校長等の代表を出していただいて、また事務局の管理職もメンバーとなります。それから、職員団体推薦委員ということで、同数の人数、今のところ8名を予定してございます。そして、衛生管理者、これは資格者であります。事務局の中にあるものでございます。それから産業医をメンバーとして、区立学校の安全衛生委員会を組織して、この中でさまざまな労働安全に関する検討等を行っていくという組織でございます。

その下には、各学校の中に50人、教職員の数が50人を超える学校には、それぞれ何々学校安全衛生委員会というものを置きます。今のところ、1校は、28年から設置をしておりますけれども、これは区長部局の中で一つ50名という学校がございましたので既にやっておりますが、30年度については、この区立学校の中に50名を超えるであろう、おそらく7校が50人を超える学校となると思いますが、その学校にそれぞれ、こうした安全衛生委員会という組織をつくりまして、校長そして教職員それから職員団体の委員、それから衛生管理者、これは養護教員があたります。その他、産業医を派遣いたしまして、このような形で安全衛生委員会をそれぞれ学校で組織を

	<p>していくものです。</p> <p>なお、49人以下の区立学校、園につきましては、衛生推進者として、これは副校長・副園長が、これまでも区長部局のほうで、衛生推進者として労働安全衛生の推進に向けて取り組んでございますが、今後もこれは変わりなく担当をしていただきます。</p> <p>その他に、右側には学校給食調理場安全衛生委員会、これは今現在学務課長が総括安全衛生者となりまして、その元に事務局の職員、それから現場の栄養士、調理士ら、この安全衛生委員会を組織してもらっておりますが、これも区立学校の安全衛生管理体制の中に組み入れるという内容でございます。</p> <p>次には、今申し上げた構成員を挙げさせていただいております。このような構成で区立学校の安全衛生委員会を組織してまいります。</p> <p>次にございますのは、今申し上げた内容を規程として作り込んだものでございます。最初がこの安全衛生管理者とそれぞれの総括安全責任者、安全衛生管理者とか、そういったものを置くというような内容になっているものが第11号議案の規程でございます。</p> <p>続いて、第12号議案のほうが、この安全衛生委員会を設置しますというような規程になってございます。内容につきましては、今ご説明した内容を条文として取り込んだところでございます。これは安全衛生法の中で、設置をしなければならないということになっておりまして、それをここで設置に向けての規程を整理したというものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございました。今、第11号議案及び第12号議案について説明を受けましたが、このことに関しまして、ご質問やご意見などがございましたら、よろしくお願ひ申し上げます。初めてこれも出させていただきましたので、みなさんからのご質問もいろいろあるかもしれませんが、どうぞ結構でございます。</p>
松 原 委 員	<p>大変勉強不足でわからなかったのですが、今現在1校は該当であるというお話だったのですが、50人以上という、その50という数の根拠は何かという点と、もう1点の産業医さんなんですけれど、医師会だとか、学校医さんだとかいろいろあると思うのですが、その関連をちょっと。</p>
教育推進課長	<p>まず1点目でございますが、労働安全衛生法の中に、50名以上の従事者</p>

	<p>がいる事業場については、この安全衛生委員会を設けなければならないというふうになってございます。28年に、1校やったと言いましたが、実はそれまでに50名以上のというのがなかったのです。なおかつ、当時は、まだ正規の職員、それから非常勤、社会保険に加盟している者という、そういう解釈でありました。しかし、ここのところやはり労働安全衛生の関係で、非常勤のみならず、臨時職員、それから例えば介助者ですとか、そういった方々も対象になるという、そういった指導が人事委員会からございました。それを受けまして、当時50名を超えていた学校が1校ございましたので、安全衛生委員会を設けたと。ただし、これは学校も含めて既に区的安全衛生委員会が組織されておりましたので、その中に置いたということで、運営をさせていただいておりました。ただ、対象が拡大されましたので、今後どんどん50名を超える従事者がいる学校が増えていく、来年度でおそらく予定で7校だというふうに思っていますが、そのようになっていく中で、先ほども申し上げたとおり、働き方改革の中で、こうした労働安全衛生の推進の管理体制を構築しなさいというようなことも文部科学省から出ておりましたので、30年度に向けて、設置をしていくということでございます。</p>
教 育 長	他にいかがでしょうか。
石 井 委 員	江戸川区立学校安全衛生委員会の上部組織になろうかと思うのですが、その委員会の開催頻度はどのぐらいで、かつ、もう一度お聞きしたいのは、下部組織に当たる各学校の安全衛生委員会、そこでの例えばヒヤリハット事例ですとか、あるいは事故事例というのが挙がってくるように思うのですが、そういうところはどういう取り扱いになるのか、お願いします。
教育推進課長	労働安全衛生法の中では、安全衛生委員会の開催については、月1回以上開催しなさいというふうに規定をされております。現実には区長部局におきまして、労働安全衛生委員会は年3回から4回くらいは開催されているのが実情でございます。やはり何というのでしょうか、案件が今おっしゃったようにヒヤリハットですとか、そういったことがあれば臨時的に開くということも必要だと思いますが、なかなかその皆さんの日常業務の中で、このメンバーで集まって毎月1回というのは現実問題難しいのかもしれませんが、そういった努力をしていくというふうな考え方をしています。やはり、区立学校の安全衛生委員会自体は、全体を担当するということになりますので、そうした各学校の安全衛生委員会ですとか、50名未満、そういった学校での事

	<p>例等も踏まえて、この中で報告があり、またそれに対する対策をどうしていくかということも、この中で話し合って検討させていただくと、そういうことになっております。</p>
石井委員	<p>もう一点。49人以下では安全衛生委員会を開かずに衛生推進者が基本全ての役回りをするというような格好かと思うのですが、ちょっとお伺いしたいのが、49人以下の学校で、でも安全衛生委員会を開催してほしいというような要望があった場合には、どういう対応をされるのでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>衛生委員というのは実は今までも副校長がそれぞれの学校で担当して、区長部局の元でもやってまいりました。その中で、衛生推進者、その学校でいう副校長が、その委員の中で、それぞれの事業所、職場の中で何か問題があれば、それについて検討し、こちらに挙げてくるという役割は、これ自体は変わりありませんので、そういった事例があれば、その職場の中での改善に向けて、また事案が発生した時点で、こちらにも報告が挙がり、その上で対処するということになるかと思えます。ただ組織としては、安全衛生委員会という組織まで設けなくてもいいというようなことになっています。</p>
石井委員	<p>それはわかっています。つくってくれという要望があった場合には。</p>
教育長	<p>要望があった場合のことですね。49人以下の教職員のいる学校で、つくってという場合、つくるのですかということをお聞きになっているでしょうか。</p>
石井委員	<p>はい。</p>
教育推進課長	<p>それは想定していません。</p>
教育長	<p>想定していませんね。結局、産業医とか全部置いて組織をつくらなくてはいけないから、今は全体のこの江戸川区立安全衛生委員会に含むような形で考えているというようなことですね。そうですね。</p>
教育推進課長	<p>先ほど松原委員の質問にありました、産業医につきましては、区の区長部局も、実は委託をしております。我々も同様に委託を考えております。</p>

上野委員	関連しているのですが、もう少し具体的に言ってもらいたいのですが、今、有資格者が衛生管理者と産業医2人いるわけですよね。これは安全衛生委員会設置規程4条の4号と5号に規定されているようですが、今、産業医の選定については、要するに国家資格でお医者さんならいいということですか。それ以外に何か別にプラスに必要ですか。
教育推進課長	お医者さんの資格はもちろんなのですが、産業医という資格というのにも必要になります。
上野委員	どこから与えられるのですか。国ですか。都なのですか。
石井委員	余計な情報かもしれないのですが、九州のほうに産業医大というのがあるのです。そこは産業医の先生を養成、輩出するような、まさに産業医をつくる大学でして。
教育長	次回までに調べて、またお話をさせていただいたらどうですか。
上野委員	では、衛生管理者は、どこのお医者さんですか。国家資格ですか。
教育推進課長	衛生管理者につきましては、実は担当の事務局職員が勉強して国家試験を受験して資格を取りました。
上野委員	わかりました。
教育長	よろしいでしょうか。
古巻委員	先行きは、どうなんですか。例えば50人という数が、減ってきたならば、安全衛生委員会というのは必然的になくなっていく。
教育推進課長	法律上謳われているのは、50名以上のところには置かなければならないとなっていますけれども、それ以下については置く義務はないという案内です。
石井委員	例えば、今年50人以上なので安全衛生委員会をやっていたと。来年になったら2人減ったという場合は、その安全衛生委員会というのはなくなる

教育推進課長	<p>のですか。</p> <p>実は50名を超えた学校が1校、28年度からというお話を私申し上げましたけれども、実際には指導を受けたときに他にも何校か同じ基準でいくと50名を超えていた学校がありました。それは、今回設置をするという方針を決めておりましたので、人事委員会からそれまでの間は区的安全衛生委員会の中で立ち上げる、やっていけばいいというふうに、その猶予はいただきました。そのときによって増減があるだろうと思いますけれども、1年経って、減ったからやめるとか、そういうことではないだろうというふうに考えております。</p>
上野委員	<p>義務的なものはやらなくてはいけないのしょうけれども、義務的であるとかないかという扱いではなくて、先ほど石井委員が確認したように、49人以下であっても、そういう要望があったら、できるだけ義務的な組織に準じたものを工夫するというところで、そういう前向きな考え方をしておかないと、急に要望があったからできるものではないので、制度の趣旨としては、そういうことは必要なのではないかというふうに思います。</p>
教育長	<p>それは意見として。</p>
石井委員	<p>もう一つあるのですが、私も職場で、安全衛生委員会に年がら年中出ているので、よくわかるのですが、今動いている安全衛生委員会についてお伺いしたいんですけども、事後報告書なんていうのがいろいろ挙がってくると思うんですが、そのフォーマットなんかはもうしっかりと用意はされているんでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>今現在は、区立学校安全衛生委員会というのはありませんので、区長部局の中でできあがっている安全衛生委員会に我々も依頼したというものになります。今後、区立学校安全衛生委員会を設置した場合には、その中で報告書のフォーマットをつくっていくということも含めて準備をしていくことになります。</p>
石井委員	<p>委員会が始まる時には事後報告書、こういうフォーマットに則って報告をしてください、それに基づいていろいろと検討しますという格好のほうがシスマティックに動くと思いますので、ぜひご検討いただければと思います。</p>

教育推進課長	<p>他のいろんな大学とか出ていますよね。ネットで見ると。</p> <p>実はそういったものがありますので、ヒヤリハット報告書ですとか、もう既に教職員向けの安全衛生というようなものも出ておりますので、それを参考にしながら進めてまいりたいと思います。</p>
教 育 長	<p>具体的な話ですけども、ストレスチェックがあるでしょう。これは江戸川区立の学校安全衛生委員会で例えば2500人教員全員やりますよね。これと50人以上の区立学校ごとに安全衛生委員会があるじゃないですか。ストレスチェックは、安全衛生委員会がある学校はどちらでやるのですか。学校ごとにやるんですか。ちょっとそこを教えてください。</p>
教育推進課長	<p>ストレスチェックは、実は委託をしてやります。その内容を分析することこの産業医に依頼することになります。この産業医が何か点数的に問題があるであろうという方については、通知をしたり、それから面談をしたり、そういう役割を担っていただきます。これをあわせて委託していくことになります。今現在、区のストレスチェックしている職員の中に、教員は入っておりませんでした。東京都の中でのストレスチェックシートということで、健康診断のときにお配りして、それを出していただくという形でやってまいりましたけれども、それにつきましては、今度は全ての教職員対象に来年からはストレスチェックも実際に行っていく。</p>
教 育 長	<p>一人1回必ずやるということですね。そういうことになるのですね。</p>
教育推進課長	<p>その結果については本人に通知するとともに、産業医がそれを分析し、また管理職にも報告するということになります。</p>
教 育 長	<p>そうすると、都の事務職はやっていないのですか。</p>
教育推進課長	<p>都の事務職はやっていません。</p>
教 育 長	<p>区の用務さんとか、区の調理の方はやっているわけですか。</p>
教育推進課長	<p>区長部局がやっています。</p>

教 育 長	<p>そうですね、江戸川区の職員だから入っているわけですね。ただ、都の事務職とか栄養士さんとかはやっていなかった。それで、今度はやるようになるということですね。学校にいる方みんな学校単位でやるということで、いいことですね。</p> <p>それともう1点、細かいことで、この江戸川区立学校安全衛生管理体制図は上から下の矢印だけになっているのですが、さっき石井委員が言ったように、下のほうが意見を上に出すというのもあるかなと思うのです。だから、ここで上から下の矢印だけでいいのかなというのが疑問なんですよ。おそらく一定程度、各学校からのお話もあるわけでしょう。もしできたらちょっとそこのところ考えていただいて、直されたほうがいいかなという意見です。</p> <p>よろしいですか。それでは、一つ宿題がありましたけれども、産業医の資格については次回の教育委員会でお答えいただくということで、他になければ、第11号議案及び第12号議案は原案のとおり決定させていただきますけれども、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>では、そのようにさせていただきます。</p> <p>次に、第13号議案、第1回江戸川区立中学校高校進学フェア開催に伴う教育委員会後援名義の使用承認についてを議題とします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
教育推進課長	<p>第13号議案、第1回江戸川区立中学校高校進学フェア開催に伴う教育委員会後援名義の使用承認についてでございます。申請書写しをお配りしてございますけれども、ごらんいただきたいと思いますが、申請者がNPO法人「らいおんはーと」の代表者でございます。行事名、第1回江戸川区立中学校高校進学フェア、事業目的でございますけれども、これについては後ほど、裏面に企画書がございます。こちらをごらんいただきます。実施時期でございますが、平成30年6月9日土曜日から翌日10日日曜日までの2日間。実施会場はタワーホール船堀展示ホール及び会議室。事業規模としては江戸川区立中学校全33校の1年生から3年生、全生徒及び保護者、経費徴収はなしというものでございます。裏面の企画書をごらんいただきたいと思えます。事業目的、意義等についてということで、中学生にとりまして高校進学は人生の岐路としてとても大きな意義があるものと考えられます。そこで、高校の情報をしっかりと伝達できる機会、本人、親御様がしっかりと確認で</p>

きる機会を創出するべく、高校進学フェアを開催いたしたく存じます。江戸川区立中学校に通う1年生から3年生の生徒全員が1日で収集できる情報をより多くし、親御様もしっかりと把握できるきっかけを創出することが大きな目的でございます。今回、高校進学フェアに参加いただければ、必ずや子どもたちの進路の選定幅が広がり、明確な目標設定につながるものと考えられます。結果、子どもたちの学習意欲向上のみならず、親御様の協力体制も強固なものとなり、しっかりとした目標設定とともに進路設定ができることとなります。子どもたち、親御様にとりまして、早期に進路設定ができますことは、目標とする高校受験の合格につながる大切なことで大きな意義がございます。というものであります。事業計画・内容でございますが、東京・千葉・埼玉の都立高校、私立高校、60校から100校をお招きし、生徒、親御様の個別相談ができるようにいたします。個別相談ができることにより各学校の特色、受験に必要な学力要素、他、さまざまな内容が明確にわかることとなります。開催への準備や当日の運営につきましては、松江6校での進学フェアを既に3回開催いたしております。発起人の皆様を基点に、地域のご協力をお願いし、円滑に遂行できるように取り組んでまいります。予算書でございますけれども、収入は進学フェア用の冊子、企業広告費ということでございます。それから協賛金として運営準備金として280万円、支出につきましては実行委員会運営費、それから会場使用料、そしてスタッフの飲食、お弁当、ボランティアへの御礼、スタッフの消耗品、印刷代、交通費等々を含めまして280万円というような予算書であります。

次にお示ししているのは、特定非営利活動法人「らいおんはーと」の定款でございます。それから、最後には、役員名簿、そして先ほど企画書にもありましたけれども、松江6校進学フェアで昨年実施をされたときのパンフレットの写しを掲載してございます。3回はこの松江の6校で進学フェアというようなものを実施されていたということでございまして、当時のスタッフの方々が中心になって今度は33校全校に呼びかけて、実施しようということで第1回という開催ということになってございます。昨年のおきの参加高等学校の一覧もついております。レイアウトは昨年のものでございますが、このような参考資料となっております。

説明は以上でございます。

教 育 長

ありがとうございました。それでは、この件につきまして、ご質問、ご意見ございましたらよろしくお願い申し上げます。いかがでございでしょうか。PTAの有志が「らいおんはーと」というNPOをつくられて、一つの事

	<p>業として江戸川区域の中学校に対する高校進学フェアをやるということですね。それでお金については、これは企業のほうからの宣伝費みたいなものをもってやるというようなことだと思います。それでお話があったとおり、私も去年、進学フェアの松江6校のパンフレットに書かせていただいておりますけれども、松江6校でも3回やっておりまして、この担当者は松江三中のPTA会長です。それから、もう一人の担当者は松江二中のPTA会長の方でございます。私が知っている範囲では、そのようなことでございますので、お話をさせていただきました。</p>
松原委員	<p>1回目ということで、多分、中学校の33校にとっても、子どもたちや親御さんにとっても、非常に期待が与えられるイベントなのではないかなというふうに思っています。これは松江でも3回やっているということで、この間、中P連の新年会があったときにも、ある会社相談役でOBの方ですけれども、地区によっては1回もまだやってない。やはり、それはよくないなと。NPOは全体に広げて、しかも全て網羅していますよね、ことに私学。全部きちんと整理されて大変だと思うのですが、今回、中1からになっていますけれども、小学校高学年あたりから、結論は早ければ早いほど子どもたちが、いい意味での勉強になるので、ぜひ、取り組んでいただきたいなというふうに思っている次第であります。</p>
教育長	<p>ありがとうございました。他にいかがでしょうか。</p>
上野委員	<p>今回、江戸川区立中学校に通う1年生から3年生の生徒全員に呼びかけるということですね。企画者に聞かないとわからないですが、大体どのくらいの人数が集まるのですか。</p>
教育長	<p>今までの資料がありますか。</p>
教育推進課長	<p>これまで、こういうものなかったものですから。</p>
上野委員	<p>特に予定とかも書いてないですね。 それはそれとして、その次、事業計画のほうで東京、千葉、埼玉の都立高校、私立高校、60校ないし100校をお招きしと書いてありますが、これは個別相談できるというので、利用の仕方によっては、意義があるなと私は思うのですが、学校の特徴とか、現実的なことを直接聞くわけで、偏差値と</p>

<p>教 育 長</p>	<p>か何か、学校の先生の判断だけで振り分けるよりも、意義があるなと思いますけれども、60校から100校というのは、どういうふうに応募し、どのような基準で選んでいるのかと。</p> <p>私が、松江の6校のときに関わっていますので。まず都立は、前回で言いますと、29校に声をかけておりますが、一度都立高校には、全部に声をかけています。それで、そこからどのくらい来るか。だから、地元でいうと小松川高校、小岩高校、江戸川高校、葛西南高校、篠崎高校、紅葉川高校、葛西工業とかみんな来ているのです。どうやって手をあげて協力してくれるかということで、無料なので、出てくるかというのは、相手に任せています。私立も同じです。やはり今までの実績を見て、私立高校なんて非常に宣伝になりますので、全体に声をかけて出てきてくれているところが、昨年で言うと30校です。昨年で言うと両方で60校ぐらいと、そういうような形でやっているということです。今回は2日間に分けるということなので、学校としては、2日間出られるだろうかということと、それから小松川地域はもう既にやっているの、おそらく小松川は来ないのではないかなと思っているようです。ただ、一応全校に声をかけるというふうに聞いています。東部地区の瑞江だとか、篠崎はこういうことをやっていないようなのと、葛西地域はやっていないので、あと、中央地区は松江6校でやったのですが、そういうところが積極的に来るのではないかとすることを想定しているようです。ですから、上野委員のことで言いますと、自分たちのところはお声がけをして、あとは、協力してくれるだろうかというのを待っているということのようです。3回やっていますので、これに行ってもよかったという学校は、順次毎年来てくれる。だけどやはり自分の学校には、人が来なかったという学校は来ないかもしれませんし、余りレベルが高い私立なんかは、もうそんなことをしなくても別にいいというところもあると思います。そういうところなんかは来ないかもしれません。そんなところのようでございます。私が聞いた話です。私が話すのも何ですが、去年行っていたので、お話をさせていただきました。</p> <p>よろしいですか。</p>
<p>石 井 委 員</p>	<p>今教育長が話されたことに関連するのですけれども、これまで松江6校で3回行われているときに、大体どの高校のブースにもまんべんなく人はいたというようなことでしょうか。</p>

教 育 長	<p>やはり人気の差はあります。ですから去年のものを見ると、2階、3階に江戸川高校とか小松川高校、小岩高校、篠崎高校そういうふうにいるいるあるのです。主たる高校というと失礼なのですが、ブースでは入り切れないので、別の部屋にしています。ですから、そういうところが人気があるというふうに見ていただいたほうがいいと思いますし、人気のあるところは、ブース別にして、下のブースは並んでしまいますもので、ちょっと上に上げたりして、私も見に行かせていただきますと、やはり人気のあるというと失礼なのですが、それはあったように思います。ただ、全体としては、自転車で止めきれないぐらいの人は来ておりました。午前も午後も。そんな感じです。</p>
石 井 委 員	<p>ありがとうございます。</p>
教 育 長	<p>他にないでしょうか。これは後援を初めていただきたいという話なのですが。よろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、なければ第13号議案は、原案のとおり決定させていただきます。</p> <p>続いて、議案第3、教育関係事務報告にまいります。</p> <p>はじめに、教職員の人事についての報告でございます。この報告は人事に関する案件であるため、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会として審議したいと思っております。この発議に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">〔賛成者挙手〕</p>
教 育 長	<p>全員賛成でございます。これより会議は、秘密会となります。</p> <p>申しわけございませんが、傍聴の方は退室願います。</p> <p>なお、秘密会終了後の再入室は、可能でございます。</p> <p>お願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">〔傍聴人退室〕</p> <p style="text-align: center;">〔秘密会〕</p>

	〔傍聴人再入室〕
教 育 長	<p>それでは続いて、いじめ電話相談、平成30年2月分についての報告にまいります。事務局から説明をお願いいたします。</p>
市 川 教育研究所長	<p>本年度の2月分のいじめ電話相談の概要について、報告をさせていただきます。配付させていただいた資料のとおり、まず月別相談件数をごらんいただきたいんですが、今月は5件で延べ5回でございます。この5回というのは、4月から見ていただくと、まず一番多いような状況でございます。これは、推測ではあるんですけど、2月の中旬に各学校にいじめ電話相談をはじめとする区のさまざまな相談機関の電話番号を記したカードを配っています。その関係が大きいのではないかなというふうに見ています。後ほどご紹介しますが、今回は本人からの電話相談は非常に多ございます。そういったところもあるのかなと思っています。</p> <p>それから、続いて学年別、男女別件数でございますが、小学校1年生の女子児童にかかわるのが1件1回、それから小学校3年生の男子児童にかかわる案件が1件1回、小学校5年生の男子児童にかかわる案件が2件2回、それから中学校2年生の男子生徒にかかわる案件が1件1回となります。</p> <p>相談の内訳は、積算でございますけれども、暴力にかかわる部分が2件、それから直接の言葉によるものが4件、その他が3件。その他というのは、例えば、友達に避けられるとか、嫌がらせを受けるとか、あと約束を破られる。約束を守ってもらえないというようなものになります。</p> <p>架電者別の内訳ですけれども、1件のみ父親からのご相談で、その他4件については児童・生徒本人からの相談でございます。</p> <p>学年別主訴は、先ほどの主訴とそれぞれの学年等をあわせたものですので、ご参考までにごらんいただければと思います。</p> <p>概要は以上でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございました。この件に関しまして、ご質問、ご意見ございましたらよろしくをお願いいたします。</p>
上 野 委 員	<p>カード等を配ったから普段よりも相談数が多くなっているのではないかと いうお話ですが、それは、事実なんですか。</p>
教育研究所長	<p>全員に聞いたわけではないですけれども、この中の数人からは、学校から</p>

上野委員	<p>カードをもらって、それを見て電話したというふうに最初言っているんです。ですから、少なくとも3人程度はカードをもらって、自分のことを鑑みて相談したというような状況です。</p> <p>私もそうではないかなと思うんですけど、だとすると、この種のものではできるだけ秘密を守って、相談しやすくする制度ですよね。だとしたら、こういうカードを配って、これだけ相談数が増えたということはある種、効果があった。むしろこういうことはもっと考えて、親だけでなく、いろいろやったほうがいいんじゃないかなと思います。</p> <p>この制度としてはいい傾向だと思います。そういう小中学校の子供たちが直接自分でやってくるという。</p>
教育長	<p>そうですね。掘り起こしというか、悩んでいたら相談を受けたいですもんね。今日はカードはございませんね。</p>
教育研究所長	<p>申しわけございません。以前お示ししたあのカードは、毎年ほとんど同じでございます。</p>
教育長	<p>全児童・生徒に配ったということですか。この時期に渡すんですか。</p>
教育研究所長	<p>毎年2月の第1週に配っています。これは教育委員会だけではなくて、子ども家庭支援センターとタイアップして、表面は学校で困ったことがあったら、相談してねという文面で、教育相談室やいじめ電話相談の番号が書いてあります。裏面は、家庭で困ったことがあったら、相談してねという文面です。それは子ども家庭支援センターとか、家庭相談所の電話番号が書いてございます。</p>
教育長	<p>そうした意味合いでは、それぞれのクラスの掲示板上に電話相談云々という掲示物があると、よりいいかなと思うんですが、それはなかなか難しいとなりますと、学校全体の掲示板上には、張り出していただけていたほうがいいのかなと思うのですが。</p>
教育研究所長	<p>そういったものが実は本区もそうなんですけれども、実際に学校でプリントアウトしていただくんですけれども、チラシなどをいろいろなところに張ってくださいと依頼はしています。あとは、この3月については、これは国、</p>

	<p>それから都から依頼を受けているんですが、春休みに向けて子どもたちの自殺予防の観点からも、全児童・生徒に学校から、それはカードではないんですが、都や国の相談機関や区の相談機関を一覧にしたA4、1枚の紙なんですけれども、必ず全児童・生徒に渡して、悩みがあったらどんなことでもいいから人に聞くといいんだよというような指導をするようにということで、通知しているところでございます。ですから、先ほどもご意見いただいたように、さまざまな機会で行うことがとても大事だなと思いますので、続けてまいりたいと思います。</p>
松原委員	<p>すみません。電話をかけてきたのがお父さんの1件、この子の場合にはこの後はどうなんでしょうか。</p>
教育研究所長	<p>電話相談は基本、相談された方のご意思を確認しながら、学校への相談、教育委員会の指導室への情報提供などを希望される場合は、了承していただければ、こういった相談は積極的に情報提供をしています。ちなみに、このお父様をご相談された案件に関しては、学校、それから指導室への情報提供をこちらは拒否されましたので、ひとまず様子を見たいということでお話は終わっています。ただ、この同じお父様から同じ相談はこの後1カ月ぐらい経つのですが、いただいていないような状況ですので、改善していればいいなと思うんですが、そのような状況でございます。</p>
教 育 長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>他にないようでしたら、報告事項を了承させていただきます。</p> <p>以上をもちまして、平成30年第5回教育委員会定例会を終了いたします。</p> <p>閉会時刻 午後4時28分</p>